

2007 年 8 月 27 日

内閣官房
知的財産戦略推進事務局殿

キヤノン株式会社
専務取締役
田中 信義

情報通信分野の知的財産戦略策定に際して

知財戦略、標準戦略の何れも、我が国の国際産業競争力強化の国家戦略に基点があることは言うまでもありません。それ故、4 分野の知的財産戦略の策定には、我が国の国際産業競争力強化に必要な制度・ルール・仕組み等を国際的に構築する目的で、我が国案を WIPO 等の国際機関の然るべき場に提出し、我が国主導で、国際ハーモナイゼーションを図る、国際ル - ル化を図る、といった国際戦略の視点が必要です。推進計画の後期 3 年の知財戦略は将に我が国の産業競争力強化のための国際活動にあり、そのための知的財産戦略の策定でなければならないと思います。これから国際競争に勝ち続けるには、情報通信分野の戦略策定は、トップランナー方式を基軸とする必要があります。

今回は、短期間で纏めなければならず且つ議論の機会も時間も最小限ですので、上記の点に鑑みた認識の共通化を前提として論点を絞り議論をフォーカスさせ且つ方向性を見極めつつ議論の展開を図る事が肝要と思います。

事務局も論点の項目整理はされているとは思いますが、論点に挙げるべき事項を以下に記述します。

1. パテントロールに関して

パテントロール問題は、論点として取上げるべき重要事項であるが、ロール問題は、特許に留まらず商標にも及んでおり(悪質な商標ブローカー問題)、議論の枠組みの中に商標も含めるべきである。

全世界の隅々までインターネットが行き渡り世界がネット社会になっている今日の状況下では、世界の何処からでも誰もが企業情報等をローコストで瞬時に入手することができる。

一方、製品流通には、生産・販売の都合上時間軸での国的・地域的格差が発生している。この隙間をぬってネットで製品情報を得て未流通国でその商標権を事前を取得する輩が出てきている。彼らは、金銭収益を目的にその商標権を盾に製造者や販売者などを攻める行動に出ている。商標権には、何処の国でもソフト特許以上に研究・開発コストを掛けずに容易に取得できる簡便さがある。換言すれば、ネットに繋がったコンピュータさえあれば誰でも、企業情報を収集し目的の国に所望の商標を登録することが出来る。防御手段として著名商標制度があるが、実態的には限界がある。(このような事案の対象になるのは、企業にとってもマイナーな商標が多く、著名性への依存は、確実性に乏しい場合が多い。)

商標ブローカーは以前より存在してはいるが、これまでに問題として顕在化した企業はそう多くはない。しかし、上述のとおり、インターネット環境においては、この問題の急増が懸念され重大化する恐れがあるので、早期対応の議論をすべきである。

2. ウェブサイトのバーチャル空間内での商標の無断使用に関して

現在、インターネットを通じた商標権侵害は大きな問題となっている。オークション、BtoBなどのチャネルにおいて、匿名性に依拠した商標の不正使用は拡大する一方である。例えば、オークションも従来の形式に加え、携帯を通じたオークション、俗にいう「モバオク」が大きな問題となりつつある。(提供される情報がそもそも少ないため、だまし・だまされやすい。権利者のモニタリングも困難)さらにネットの世界では、新規な環境が続々と新たにあらわれており、問題の把握も後手にまわりがちであるのが現状である。この現状打破には、ある程度予測した検討、対応が必要である。

たとえば、近い将来大きなユーザーを獲得するとおもわれる「セカンドライフ」などのバーチャル空間における商標の無断使用はどのような展開が考えられ、どのような法的対応が考えられるか？今の段階から国際的場で議論を行う必要がある。

3. 標準に関わる知財上の課題に関して

(1) 標準化団体(標準を作成する団体:国際標準機関、フォーラム標準団体)での特許に関する取り扱いルールの更なる整備が必要。

標準化に関与していながら、標準化団体から離れて権利行使をする者の存在、および標準化に関与しないが、関係する権利を保有する者の存在、により企業活動が不安定化している

標準に必須の知財のライセンス条件としてRAND条件があるが、具体的条件を誰がどのようにしてどう決めるのかルール化も組織化も全くされてない。

標準にする技術(標準化技術)に関する第三者特許の担保についての手当てが不十分である。

経産省等の力添えもあって多少の改善はあるものの相変わらず「標準化メンバーが気付いた第三者特許」のみに留まっており、該当の標準技術に関する第三者特許の調査に関しては検討も何らされてない。国際機関で議論されるようにすべく政官民一体的行動の戦略策定の議論が必要である。

(2) その他

研究開発の初期段階から標準化推進技術に特許を組み込む仕組みの強化をどうするか。

標準化推進技術の研究開発戦略と特許戦略をマッチング乃至融合させる仕組みが重要であるとこれまでに何度も言われてきているが、見張る具体的成果が一向に出てきてないのが実状である。テーマ技術・研究開発の仕組み・特許化の仕組みなどを産業競争力強化の視点で見直し必要に応じた戦略の立て直しの議論が必要である。

インターネット、WEB、オープンソースソフトウェアのように、標準技術に含まれる特許についてはロイヤリティーフリーとする流れがある。このような技術に関しては、周辺特許^{*}の獲得・活用等も含めた優位性確保の新たな戦略が必要(*周辺特許とは、標準化された技術そのものには含まれないが、その技術を利用したシステムやアプリケーションを構築する際に必要となる可能性のある特許をいう)

標準と特許に関する国際的な法的対応(独占禁止法、特許法での対応等)を引き続き検討する必要がある。

4. その他

ネットワーク等の基盤技術(例えば、通信プロトコル)だけではなく、IT 技術を利用する情報通信デバイス(ロボット等も含む)側の視点からの知的財産戦略も必要。

日本の得意とするアニメーション等のコンテンツをネットワークでのどのように流通させ、情報通信デバイス上でどのようなサービスを提供するかといったソリューションの視点からの知的財産戦略も必要。これに関連し、著作権管理に係わる検討も必要。

情報通信技術に関する技術標準は、国際的な協調により策定され、グローバルに普及が進むが、特許等の法制度については各国の考え方や運用が異なっているので、これらの制度・運用に関しての国際的なハーモナイズの促進が必要。